五　（略）

六　その他（五職種八作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験	一般社団法人日本リネンサプライ協会

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本工業規格Ａ列４）

第３面　Ｄ

入国後講習実施予定表

（略）

監理団体（講習の実施者）

名称

住所

代表者の氏名

（略）

別記様式第23号（第55条第２項関係）　（日本工業規格Ａ列４）

（略）

（注意）

１～13　（略）

14　14欄の③は、管理費の内訳について記載すること。また、同欄のⅤは、Ⅱから Ⅳに該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。

15・16　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日　　厚生労働大臣　根本　匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
毒　薬	毒　薬
（略）	（略）
無機薬品及びその製剤	無機薬品及びその製剤
一　亜セレン酸ナトリウム及びその製剤。ただし、一バイアル中セレンとして一〇〇μg以下を含有するものを除く。	（新設）
一の二・一の三　（略）	一・一の三　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
（略）	（略）
劇　薬	劇　薬
（略）	（略）
無機薬品及びその製剤	無機薬品及びその製剤
一・二　（略）	一・二　（略）
二の二　亜セレン酸ナトリウムの製剤であつて一バイアル中セレンとして一〇〇μg以下を含有するもの	（新設）
三～二十八　（略）	三～二十八　（略）

五　（略）

六　その他（五職種八作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験	日本リネンサプライ協会

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本工業規格Ａ列４）

第３面　Ｄ

入国後講習実施予定表

（略）

監理団体（講習の実施者）

名称

住所

代表者の氏名　　㊞

（略）

別記様式第23号（第55条第２項関係）　（日本工業規格Ａ列４）

（略）

（注意）

１～13　（略）

14　14欄の③は、管理費の内訳について記載すること。また、同欄のⅤは、Ⅰから Ⅳに該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。

15・16　（略）